

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第17回）

1. 日時：令和3年12月14日（火）17：30～19：00

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、相田座長代理、大谷構成員、岡田構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、納富ブロードバンド整備推進室長、川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、柴山データ通信課長、中田事業政策課調査官、中川事業政策課課長補佐

【大橋座長】 皆さん、こんばんは。大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会第17回を開催いたします。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症対策のためウェブ会議での開催とさせていただきます。

まず事務局より、ウェブ会議システム及び配付資料の関係で留意事項をお願いいたします。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート、オフにさせていただきますようお願いいたします。チャット機能もございますので、音声がつながらないといった不具合がございましたら、そちらも御活用いただければと思います。

ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ですが、再度、事務局からお送りしているURLにアクセスいただくようお願いいたします。

本日の資料につきましては、資料17-1及び17-2を配付しております。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

まず第15回会合後にいただいた御質問への回答を説明いただいた後、次にブロード基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめの素案を事務局から説明いただいて、意見交換をさせていただければと思います。

まず、御質問への御回答の説明をお願いできますか。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

それでは、資料17-1を御覧ください。こちらは第15回の会合後に長田先生からいただいた御質問に対する御回答です。

御質問の内容は四角の中でございますが、今般、放送分野におきまして、高コスト地域のミニサテライト局の維持費用との関係で、ブロードバンドの利用を将来的に考える検討が始まったということございまして、具体的には「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」が12月から開催されております。長田先生もそちらの構成員をされてはいますが、そちらの検討と、今回のブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討がどういった関係にあるのかということでございます。大きくは技術的な基準、水準という観点、あとはコスト負担という2つの関係でどうなのかといった趣旨の御質問でございます。

回答でございますが、まず1ポツでございまして、御質問の放送のブロードバンドによる代替については、先ほども申し上げたとおり、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において今後具体的な検討が行われると承知しているところでございまして、こちらの御参加いただいている研究会における検討とも整合したものとなるよう、事務局間で十分に連携を図っていききたいと考えているところでございます。

その上で御質問の点について、現時点における見通しを述べさせていただいているところでございますが、まず品質基準との関係でございまして、今回、こちらの研究会で検討してまいりました有線ブロードバンドサービス、基礎的電気通信役務に新たに位置付ける有線ブロードバンドサービスに対して適用する品質基準。これはあくまでも全国的な最低基準を担保するためのものでございます。それに対しまして、御質問の放送のブロードバ

ンドによる代替については、ニーズのある特定の地域を念頭に置いて検討が行われると承知しているところでございます。ですので、今回の品質基準の設定に際して、放送のブロードバンドによる代替をあらかじめ想定して基準を設定する必要はないと考えているところでございます。

それから2点目、追加コストの負担者でございますが、今回の検討で念頭に置いておりますブロードバンドで使われるサービスは、典型的にはテレワーク、遠隔教育、遠隔医療といったものでして、いずれも双方向のサービスであるという特徴がございます。それに対しまして放送サービスというのは、基本的には一方向のサービスでございますので、特定の地域において放送サービスが有線ブロードバンドを通じて提供されるとしても、そのこと自体がほかの地域のブロードバンドサービス事業者や、その利用者に対して何か受益するということは考えにくいところでございます。

そういったことがございますので、仮に放送のブロードバンドによる代替を実現するために何らかの追加的なコストが発生したといたしましても、今回、新設を検討しております交付金によって当該コストを支援することは制度上は困難だろうと考えておきまして、そういった追加コストは、少なくとも第一義的には、放送のブロードバンドによる代替の直接の受益者である放送事業者等によって負担されることになるのではないかと考えているところでございます。

3ポツで「なお」と書いてございますが、ここは将来の可能性を書いているところでございまして、将来的に放送のブロードバンドによる代替が実現した結果といたしまして、不採算地域における有線ブロードバンドサービスを提供する事業者の収入が増加して、当該事業者の収支が改善するというケースも想定されます。その場合には、当該事業者に対して交付すべき交付金の額がその分減ると考えられますので、交付金の総額の減少につながることもあり得るということでございます。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、これは長田構成員の御質問でありましたけれども、この回答を含めて、構成員あるいはオブザーバの皆様方から御意見、御質問があればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【中川事業政策課課長補佐】 大橋先生、相田先生が発言を希望されています。

【大橋座長】 すみません、ありがとうございます。相田先生、お願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。私、このIPネットワーク上で放送を送るとき

の品質基準というような検討会に以前参加させていただいたことがあるので、それでコメントさせていただきたいと思います。

今、インターネット上で提供されているYouTube等々のビデオサービスは、基本的にその場で見るということで、一瞬その絵が途切れたりということがあってもあまりそれは品質に影響がないだろうというのに対して、ここで言っているのもそうだと思いますが、放送品質ということで視聴者に届けよう、それを視聴者が録画して後からゆっくり見るかもしれないというようなことを考えると、そのときの品質基準は非常に高いものが要求されると。今、こちらの検討会でしているのはベストエフォートのブロードバンドサービスということですが、こういう放送品質のサービスを提供しようと思ったら、マネージドIPサービスと言うんでしょうか、ちゃんと帯域確保あるいは品質保証としたようなサービスの上でないと、多分、品質を確保することが難しいだろうということで、下にある光ファイバとかいったものは共通でいいとは思いますが、局に置かれる機器とか、先ほど言いました帯域を確保するメカニズムとか、今言っているベストエフォートのブロードバンドサービスとは違ったサービスになるかと思しますので、そういうところでもって区別ができるのではないかと思います。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかの御質問なりコメントはいかがでしょう。大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。長田先生からの御質問への回答についてコメントさせていただければと思います。

事務局の御回答のとおりだと、きれいにロジカルに説明ができるのですけれども、恐らく一般のブロードバンドの利用者にとってみますと、放送分野での利用が可能になったという話題が先行しますと、リモート医療、リモート教育とか、テレワークなどでの利用という双方向サービスの利用ということと、またブロードバンドで放送を見るということの区別が実質的にはつきにくいのではないかと考えております。現状でのこういった考え方の整理についても今回の取りまとめの中に軽く触れるなどして、今後の議論とか、それから利用者への説明の仕方などについて、引き続き検討ができるような素地を残しておくことが必要ではないかと考えております。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田でございます。ありがとうございます。

今の大谷さんの御指摘に賛成です。もともとこういう御質問を申し上げたのは、放送事

業者の皆さんが、総務省でブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も始まっていて、日本全国どこでもブロードバンドが使えるようになるのだと。ミニサテライト局のコストが非常にかかっているその維持も大変なので、ブロードバンドが使えるようになればいいのではないかと簡単に考えていらっしやるのではないかと気がすごくしております。その違いを整理していただけたらいいかと思っておりましたので、今回の取りまとめにもそこは違うんだということをきちんと書いていただくことが必要ではないかと思っています。そうしないと自分たちが放送事業者の分まで、コストをブロードバンドユニバのコストとして負担することになってしまうのではないかという誤解が非常に大きくなると思いますので、こちら側でも整理しておくことが大切ではないかと思っています。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかの御指摘は大丈夫でしょうか。

それでは、ここまでのところで、もし事務局からコメントがあればいただければと思います。

【中田事業政策課調査官】 ありがとうございます。事務局でございます。

相田先生から、技術的な要求水準等を考えますと、自主的に一般のブロードバンドサービス、我々が念頭に置いてきたようなブロードバンドサービスとは別の種類のサービスになるのではないかという御指摘がありました。それから大谷先生から、一方でそうはいつでも、双方向とか一方向だとかという理屈上の整理はそれとしても、一般ユーザから見るとなかなか区別がつきにくいところもあるので、そこは整理が違うのだと明確に書くべきではないかという御示唆をいただきました。長田先生からも、そういったコスト負担の点も含めて、今回、御回答したような整理を取りまとめの中にも書くべきではないかという御指摘であったと思います。

この点につきましては放送の部局とも調整した上でということになると思いますが、基本的には何らかの形で最終取りまとめの中に盛り込むような形で検討したいと思います。具体的な書き方については、また、別途メール等で御確認いただくということを考えております。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。長田構成員におかれましては貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。事務局でもしっかり受け止めるということですので、今後、調整も含めてよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。これはブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最

最終取りまとめの素案ということで、資料17-2に基づいて説明いただいた後、討議させていただければと思います。よろしくお願いします。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

資料17-2に沿って説明をさせていただきます。こちらは本研究会の最終取りまとめの素案でございます、本日この素案について説明、御議論いただいた後、今後、その御議論を踏まえまして、事務局でまた案文を修正させていただきます、最終取りまとめ(案)とすることを考えております。最終取りまとめ(案)についてメール等で御確認をいただいた上で、現在のスケジュールですと、来週23日頃からパブリックコメントにかけたいと考えているところでございます。

それでは、内容でございますが、資料17-2の第1章が今回の制度改正の基本的な考え方でございます。1-1がブロードバンドサービスの「基礎的電気通信役務」化でございます、今般、Society 5.0、デジタル社会形成基本法、あるいは新型コロナウイルス感染症への対応といったものを考慮いたしますと、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を日本全国、原則としてどこでも利用可能にしていくということが政策的に求められておりまして、その上で不可欠なブロードバンドサービスを、これも原則として日本全国どこでも利用可能にしていくということが求められているところでございます。

そこで、現在の基礎的電気通信役務制度を活用いたしまして、こういったブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けてはどうかということでございまして、その具体的な効果としては、2ページの上に①、②と2点ございまして、1つが不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度を創設するというところでございます。もう一つがブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための必要最小限の規律を導入するというところでございます。この2点を今回の制度改正の柱としてはどうかということでございます。

その下に「なお」とございませけれども、現状において、加入電話等は引き続き国民生活に不可欠なサービスであると考えておりますので、今回の制度改正におきましては、電話に関する基礎的電気通信役務制度は基本的にそのまま存置することとしてはどうかということでございます。

続きまして1-2でございまして、基礎的電気通信役務として位置付ける具体的なブロードバンドサービスでございます。こちらにつきましてはテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上での必要十分な手段という観点から、通信速度、遅延

の程度、料金体系の3つの要素を総合的に勘案いたしまして、具体的にはF T T H、C A T VインターネットのうちのH F C方式とすることとしてはどうかということでございます。

これに対しまして、その下の丸でございますが、4 G等の携帯ブロードバンドサービスにつきましては、現時点におきましては、そういったテレワーク等を利用するための手段としては必ずしも十分ではない場合があるということが1点ございます。もう1点といたしましては、こういった4 G等につきましては、現在の想定といたしましては、事業者間の競争を通じて、自主的な取組によって全国的なサービスの提供が確保される見込みであるということがございますので、あえて新たな交付金制度の対象とする必要がないと考えているところでございます。こういった2点を勘案いたしますと、今回、基礎的電気通信役務としては位置付ける必要がないのではないかと考えているところでございます。

それから、その下の丸でございますが、F T T Hのサービスでありまして、自ら回線を設置せずに他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供されるサービスにつきましては、これも2つの理由から、今回、基礎的電気通信役務として位置付ける必要がないのではないかと考えております。

1点目でございますが、常に卸先のサービスがあるところには卸元の回線設置事業者が提供するサービスが既にごございますので、そちらに対して必要な規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢も確保されるだろうということがございます。

もう1点といたしましては、今回創設を検討しております交付金制度は、基本的には不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するというところでございますので、回線設備を持たないそういったサービスにつきましては対象とする必要がないのではないかとございます。

続きまして、1－3が今回検討しております制度改正と、有線ブロードバンド未整備地域の解消との関係でございます。

1つ目の丸でございますが、近年、補正予算等も活用いたしまして、有線ブロードバンド未整備地域の解消が大きく進展したということがございます。具体的にはF T T Hで見ますと、残り17万世帯のところまで来ているということでございます。しかしながら、依然として一部、17万世帯の未整備地域が存在するというところでございます。こういった地域につきましても、冒頭で申し上げましたデジタル社会形成基本法で掲げられた理念等を

踏まえますと、今後一層解消を進めていくことが政府の方針としては求められているのではないかと考えています。

今回の基礎的電気通信役務制度というのは、基本的なインフラ整備が既に完了していることを前提といたしまして、適切、公平かつ安定的な提供を確保することを目的とした制度でございます。インフラ整備を促進することそれ自体を直接の目的としたものではございませんけれども、今回の交付金制度の創設によって整備後の維持費用に対する支援が行われる見通しが立てば、整備後のサービスの維持可能性への懸念が理由となって、整備が行われていない地域においても整備が進むことが期待されますので、ある意味でそういった間接的な効果も、今回の制度設計においては重視していく必要があるのではないかと考えています。

以上が制度改正全体の考え方でございまして、それを踏まえまして、第2章で新たな交付金制度の在り方、第3章で事業者規律の在り方について、それぞれ整理させていただいているところでございます。

第2章が新たな交付金制度の在り方でございまして、2-1がその基本的な考え方を書いているところでございます。基本的には、現在の電話に関するユニバーサルサービス交付金制度の仕組みを一応の参考としつつも、一方で、有線ブロードバンドサービスに固有の事情、有線ブロードバンドサービスの特性を十分に踏まえた制度にしていく必要があるということでございます。

具体的には6ページ、2-2でございまして、四角囲みで書いています3点を今回の交付金制度の目的としてはどうかということでございます。

1点目が、不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保ということございまして、特に今後、人口減少等が進みますと、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難になるということが見込まれますので、そこを今回の交付金制度でしっかり支えていくということが求められているのではないかと考えています。

2点目といたしまして、ここは先ほど申し上げたことと重なりますが、維持費用を支援することによって、結果として未整備地域の解消がさらに進むということが期待されますので、そういったことも今回の制度の目的としてはどうかということでございます。

3点目といたしまして、現在、条件不利地域におきましては、公設公営方式または公設民営方式によって、自治体が関与するような形でサービスが提供されている例が多いわけですが、そういった場合にはどうしても自治体の側に一定の人材面あるいは財政面

での負担が生じるということがございますので、中長期的にサービスを安定的に提供していくという観点で考えますと、むしろ民間に移行した上で、交付金制度で支えていくという形が望ましいのではないかとこのように考えられますので、そういった民間への移行といったことも副次的な制度の目的としてはどうかということでございます。

そういった3つの目的を踏まえました交付金制度の設計でございますが、それは2-3でございます、2-3-1が、まず支援対象区域というものを設定すべきではないかということでございます。

具体的には、8ページの真ん中辺り、①、②とございますが、サービス提供のためのコストが相対的に高く、かつ、特定の事業者が1者のみで基礎的電気通信役務に該当する有線ブロードバンドサービスを提供している地域を支援対象区域といたしまして、基本的にはここに交付金による支援を集中してはどうかということでございます。

その下(2)が、支援対象区域の指定単位でございます、ここにつきましては、これまで御説明してきたとおり、基本的には町字を単位とするということではないかとこのようにございます。

9ページ、(3)支援対象区域の分類でございますが、先ほど申し上げたとおり、今回の交付金制度というものは、基本的には不採算地域におけるサービスの維持を目的としつつも、二次的な目的として未整備地域の解消等も目的としていくということではないかとこのように考えておりますので、そういった目的に即しまして、支援対象区域についても2つに分類してはどうかということでございます。

具体的には10ページ、点線囲みのとおりでして、一般支援対象区域と特別支援対象区域の2種類の支援対象区域を区別してはどうかということでございます、一般支援対象区域につきましては、市場に委ねたものではサービスが維持されない可能性が高い地域ということでございます、先ほど申し上げたとおり、モデル上の高コストということと、特定の事業者が1者のみで提供しているということが基本的な要件になろうかというふうに考えております。

こういった地域については、当該地域におけるサービスを維持していくという観点から、交付金による支援が必要であるというふうに考えているわけですが、他方で、こういった地域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、基本的に自らの経営判断で当該地域におけるサービス提供を開始したものというふうに考えられますので、基本的には地域間における内部相互補助というものがある種の前提としてよいのではないかとこのように

うに考えております。

その結果といたしまして、当該事業者の部門別収支に照らして支援の必要性が認められる場合、もう少し具体的に申し上げますと、ブロードバンドの収支が赤字である場合に限って支援対象とすることが適当ではないかというふうに考えているところでございます。

そういたしますと、注の18に書いているとおりでございますが、一般には有線ブロードバンドサービスというのは収益性の高いサービスでございますので、全国規模の通信事業者等が対象となるということは、現時点の見通しとしては想定し難いところでありまして、実際にはローカルなCATV事業者等が、この一般支援対象区域の支援対象になっていくのではないかと考えているところでございます。

それに対しまして、10ページの2. 特別支援対象区域でございますが、こちらは、市場に委ねたのではサービスが提供されない可能性が極めて高い地域ということでございまして、具体的には、今後整備が行われる地域、あるいは今後、民間への移行が図られた地域といったものが、そういった地域に該当するのではないかというふうに考えているところでございます。

こういった区域につきましては、未整備地域の解消、あるいは民間移行という政策的目的を実現するために支援を行っていくということになるわけでございますけれども、その際には、こういった地域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者というのは、ある意味では、交付金によって維持費用の支援が行われるということを見込んで、それを前提にして新たに当該地域でのサービスを提供するといった関係にあるものですから、そういった未整備地域の解消や民間移行の促進という政策的目的を実現するためには、内部相互補助を前提とせずに支援をするという考え方があり得るのではないかというふうに考えておりまして、こちらにつきましては、当該事業者の部門別収支を問わずに支援対象とすることが適当ではないかというふうに考えているところでございます。

以上が支援対象区域の考え方でございまして、その下、なお書きで書いているところは、今後の人口減少等を見据えた扱いということでございまして、ひとたび特別支援対象区域として指定した地域であっても、人口減少の結果として、有線ブロードバンドサービスの維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠くということが、現実にはあり得るということでございます。基本的には、今回の制度によってしっかりとサービスを維持していく、それによって人口減少をできるだけ食い止めていくということが制度の趣旨になるわけですが、現実にはそういったこともあり得るということですので、そういった場合には携帯

ブロードバンドサービスによる補完的対応を図るということが必要になってくる場合もあるのではないかと考えています。

ですので、その下「このため」というところでございますけれども、このような将来的な可能性を考慮して、特別支援対象区域については、設備更新のタイミングで、当該地域の自治体の設備維持へのニーズを改めて確認し、特別支援対象区域としての指定の継続の要否を判断するといった仕組みがあり得るのではないかと考えています。

続きまして、2-3-2が支援対象事業者の考え方でございまして、こちらは支援対象区域で有線ブロードバンドサービスを提供している民間事業者を対象とすべきではないかと考えています。

12ページ、2つ目の「なお」と書いているところは、今回の交付金制度の利用を任意とするかどうかということでございまして、一般には有線ブロードバンドサービスを提供している事業者というのは、公設公営の自治体、あるいは後ほど出てきます特殊会社であるNTT東西を別とすれば、一般の民間企業であると考えられますので、こういった事業者に対して不採算地域におけるサービス提供を法的に義務付ける。具体的に申し上げますと、交付金制度への申請を義務化した上で、支援対象区域からの撤退を禁止するといったことは、法制的に困難ではないかというふうに考えているところでございまして、ここにつきましては、交付金制度の利用は任意とするという方向で考えているところでございます。

注の25にありますとおり、そうであったとしても、当該地域でサービスを提供している事業者は、必要があれば、交付金制度に対して手を挙げていただけないかというふうに考えておりますので、制度の実効性に欠けるところはないのではないかと考えているところでございます。

続きまして、2-3-3が支援対象経費の考え方でございまして、ここは、最終的には省令事項等になってくることが想定されるわけですが、現時点での考え方というものを整理しているところでございます。

新たな交付金制度の趣旨からは、支援対象とする経費は、支援対象区域でサービス提供を行うことに伴い追加的に発生する費用に限定するという考え方が、基本的な考え方になるというふうに考えてございまして、そういった考え方に伴いまして、設備コストについては、基本的にはアクセス回線設備の維持に通常必要な支援ということになってくると考えておりますが、例外的に、中継回線設備のうちの支援対象エリアのサービス提供に用いられるものなどにつきましては、その維持費用についても支援対象経費とする必要があるの

ではないかということでございまして、具体的には離島への海底光ケーブルなどがそういったものになってくるのではないかということでございます。

支援対象経費となる設備コストには、初期整備費用は含まないということでございまして、初期整備費用については、引き続き補助金等によって支援をしていくということでございますけれども、設備の更新に要した費用につきましては、減価償却費として、更新年以降の設備コストに含めるということとしてはどうかということでございます。

設備コスト以外の費用、顧客管理コストや営業コストについては、これはそこに書いてあります①、②のような観点で今後検討していくことではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、2-3-4の支援額算定の考え方でございますが、費用算定の考え方と支援額算定の考え方というふうに、2段階ございます。費用算定の考え方につきましては、これは制度の安定的な運用を可能にする、あるいは事業者固有の非効率性を排除するといった観点から、原則として標準モデル方式を採用することとしてはどうかということでございます。

しかしながら、このページの3つ目の丸にありますとおり、標準モデル方式を原則とする趣旨は、あくまでも制度の安定的な運用を確保するとか、あるいは事業者固有の非効率性が温存される可能性を排除するということですので、そういった限度で、可能な限り各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいのではないかということを経営的な考え方としているところでございます。

支援額算定の考え方でございますが、こちらにつきましては、ベンチマーク方式と収支相殺方式と2つ考えられるわけですが、原則といたしまして、各事業者の料金設定に依存しないというわけで、仕組みとしてベンチマーク方式を原則としたいというふうに考えているわけでございますけれども、特別支援対象区域については、これは当然赤字になることが見込まれますので、一定の制度上の仕組みを用意した上で、収支相殺方式を採用するということが適当ではないかということでございます。

2-3-5は、負担対象者の考え方でございまして、現行の電話に関するユニバーサルサービス交付金制度と同様に、受益者負担の考え方に立ちまして、受益する方に広く応分の負担を求める仕組みとすることが適当ではないかというふうに考えてございまして、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の双方向のサービスが広く、不採算地域も含めて利用できるようになることによって、都市部を含めた採算地域の利用者が受益するという考え方に

立ちまして、そういった受益する利用者に対してサービスを提供し、サービスの価値に応じた料金を徴収しているブロードバンドサービスの提供事業者を負担対象事業者としてはどうかということでございます。

有線ブロードバンドサービスだけではなくて、無線ブロードバンドサービスも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等に対して一定の場面では使われるということが想定されますので、こういった事業者についても、負担対象事業者としてはどうかということでございます。

16ページでございますが、そういったブロードバンドサービス提供事業者を負担対象者としつつ、そういった負担対象者がエンドユーザに対して負担を転嫁するかどうかについては、各事業者の判断に委ねてはどうかということでございます。

関連いたしまして、15ページの注の32でございますけれども、OTT事業者の扱いについては、中間取りまとめまでの段階でも議論があったところでございますけれども、ある意味では、OTT事業者も、サービスの利用可能者が増大するという意味では、利益者であるというふうに言い得るわけですが、こういった観点からも受益者負担の可能性については、ネットワークのコスト負担の在り方全体をめぐる議論の中で、さらに中長期的な視点から、総合的に検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

16ページに戻りまして、負担金算定単位の考え方でございますが、現在の電話につきましては、1番号当たりいくらかという番号単価で設定しているものでございますが、当然、ブロードバンドサービスについては電話番号がございまして、契約数を単価として設定してはどうかということでございます。

この件については、注の36で書いておりますが、既に何人かの構成員から御指摘をいただいておりますとおり、そうは言ってもマンションですとか法人向けサービスについては、契約数と利用者数が一致しない場合があるということがございますので、こういった場合、どういった形で公平な負担を求めていくかということについては、さらに検討が必要であると考えるところでございます。

この章の最後、2-4交付金制度の中長期的な在り方ということでございますが、今回の制度改正におきましては、繰り返し申し上げておりますとおり、電話については、基本的に現行の仕組みを維持するということを考えているわけでございますけれども、中長期的には、この点についても見直しが必要であると考えるところでございます。

その際は、いわゆるユニバーサルアクセス、不可欠基盤、光ファイバ等の維持を目的とし、そこから先の具体のユーザへのサービスは有線、無線を問わないといった仕組みもあり得ると考えているところです

最後の丸でございますが、仮に、中長期的にユニバーサルアクセスといったものを念頭に置くとしたとしても、今回の制度改正というのは、全国的な光ファイバ網の整備であるとか、あるいは公設設備の民間移行の促進という形で、円滑な制度転換の素地を準備するものであると考えられるのではないかと考えています。

それから、18ページと19ページが、特に前回御議論いただきましたラストリゾート事業者に期待される役割について、考え方を整理しているところでございます。

まず冒頭は、電話に関する現在の仕組みの確認でございます。NTT法第3条におきまして、NTT東西それからNTT持株会社に対しまして、電話をあまねく提供することが責務として課されているということでございます。

その次の2個目の丸でございますが、そういったことを踏まえまして、有線ブロードバンドサービスに関しましても、現に全国規模の光ファイバ網等を有しているNTT東西に対して、一定の特別な役割を期待するといった意見があるということでございます。

具体的には、有線ブロードバンドサービスが提供されない地域において、自治体から要望があった場合にはサービスを提供するであるとか、あるいは、ほかの事業者が撤退してしまうという場合に、サービス提供を引き継ぐといった役割を期待するという声があるということでございます。

加えまして、NTT東西等が政府出資を受ける特殊会社であるという点に着目いたしまして、そういった役割をNTT法における新たな責務として規定すべきという意見も見られるところでございます。

19ページでございますが、確かに、現在のNTT法第3条の責務規定というのは、NTT法制定当時の状況を前提としたものでございますので、状況の変化を踏まえまして、民主的なプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として否定されるものではないと考えているところでございます。

しかしながら、他方で、まず1点といたしましては、繰り返し申し上げておおり、加入電話等につきましては、依然として国民生活に不可欠なサービスであるということがございますので、NTT東西等の電話に関する責務というものは、当面は引き続き維持する必要があると考えているところでございます。

そうした中で、NTT東西等に過剰な法的責務を課すようなことになると、NTT東西等の自主的判断の余地を狭めまして、企業体としての合理的経営を損なうおそれがあると考えられますので、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すということは、必ずしも適当ではないと考えているところでございます。

その一方で、この研究会でも様々御議論いただきましたとおり、今後、デジタル社会形成基本法で掲げられた理念等を踏まえまして、有線ブロードバンド未整備地域の解消、促進等を進めていく上では、今回創設を検討しております交付金制度も活用していただいた上で、NTT東西やその他の事業者の協力というものが不可欠であると考えているところでございます。

そういった協力の在り方というものをどうやって形にしていくかということですが、ここにつきましては、前回の議論中でも様々御提案いただいたことを踏まえまして、国、自治体、事業者が連携して未整備地域の解消等を進めていく上での道筋を明らかにするという意味で、NTT東西やその他の事業者に対しまして、一定のブロードバンドサービスの提供に関する計画の公表等を求めるという形があり得るのではないかと考えているところでございます。

この計画につきましては、注の42番にありますとおり、幾人かの構成員からも御指摘いただきましたとおり、政府側もある意味コミットいたしまして、官民協定として位置付けるという形が一つあろうかと考えております。そういった意味では、何らかの制度上の位置付けを与えることが望ましいと考えられるわけですが、制度上の位置付けにつきましては、さらに総務省のほうで検討をさせていただけないかということでございます。

以上が、交付金制度とラストリゾート事業者の役割でございます。第3章、事業者に対する規律の在り方は、これは以前、ポンチ絵ベースで御説明した事業者規律の在り方を、いただいた御意見を踏まえましてまとめたものでございます。

かいつまんで申し上げますと、3-1 基本的な考え方は、現行の電話に関する基礎的電気通信役務制度上の規律の在り方というものを踏まえまして、それを一応の出発点としつつも、有線ブロードバンドサービスの特性を踏まえて規制の緩和をしてはどうかということでございます。

具体的な契約約款の作成・届出義務については、相対契約を認めるという形としてはどうかということございまして、会計整理義務につきましては、基本的にはこの機会に廃

止いたしまして、料金の適正性を確認する必要がある場合には、個別に報告徴収等をしてはどうかということでございます。

役務提供義務に関しましては、これは基礎的電気通信役務としてのある意味、本質的な要請ですので、役務提供義務をかけていくわけですが、一つには正当な理由の解釈というものは、柔軟な解釈があり得るのではないかと考えてございまして、もう一つは、いわゆる卸事業者との契約、卸先と卸元の契約については契約の自由を尊重して、役務提供義務をかけないという形があり得るのではないかと考えてございまして、

それから25ページ、技術基準適合維持義務、これも基礎的電気通信役務の安定的な提供を確保するという観点から、規律としては必要であると考えておりますが、実際に追加されるものは品質基準のみでございまして、品質基準につきましては、ブロードバンドサービスの特性を踏まえまして、名目速度で設定するという形で考えてございまして、具体的には現時点の例示といたしましては、上り・下りの名目速度30Mbps以上という形で26ページに書いてございまして、より具体的には今後、仮に法案が成立した場合には、審議会等でさらに検討していくことを想定しているところでございまして、

それから、休廃止の届出等義務については、電話と同様の形で基本的にはかけていくという形が適当ではないかと考えてございまして、27ページ、3-2-6業務区域の登録・届出義務に関しましては、交付金制度の運用との関係で、町字単位で登録・届出をしていただくといった形が適当ではないかと考えているところでございまして、

最後、28ページ、29ページ、今後総務省において実施すべき事項として、3点書いてございまして、

1点目が、パブリックコメント手続の実施ということでございまして、冒頭申し上げたとおり、本日、素案について御意見をいただきまして、それを踏まえまして修正をかけた後、再度メール等で御確認いただいた最終取りまとめ（案）を、来週23日をめどとしてパブリックコメントにかけていきたいと考えているところでございまして、

それから、法制化に向けた具体的作業の実施ということでございまして、今回このような形で御意見を取りまとめさせていただきまして、提言として総務省として受け止めさせていただいた上で、法案提出に向けて作業を進めていきたいと考えてございまして、

4-3が、交付金制度における交付金等の額の試算ということでございまして、28ページの下丸でございまして、新たな交付金制度は、負担対象者であるブロードバンドサービス提供事業者が負担を利用者に転嫁した場合には、結果として、広くブロードバンドサ

ービス利用者に対して一定の負担を求めるものとなるということが想定されますので、そういったことも踏まえまして、今回の制度改正について国民、あるいはその代表である国会が最終的に判断する上での資料として、交付金制度を創設した場合に見込まれる交付金の総額、それからそれを契約者数で割った場合の1人当たりの負担額といったものを試算しまして、研究会に御報告させていただくとともに、法案提出までのしかるべき時期において公表することが必要であると考えているところでございます。

その際は、御提言いただいた制度設計の内容を前提にするとともに、試算を精緻化するという観点から、該当する可能性のある地域を含む自治体へのアンケート調査等を行いまして、その結果を反映すべきであると考えているところでございます。

若干長くなりましたが、御説明は以上でございます。

【大橋座長】 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑あるいは討議に移りたいと思います。毎回と同様に、チャット欄に御発言の意思をいただければ、指名をさせていただきたいと思います。まず、構成員の皆様方から、ぜひ御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。

大きく3点あるんですけども、まず16ページの脚注の33のところに、「基礎的電気通信役務に該当するF T T H及びH F C以外の有線ブロードバンドサービスを提供する事業者も」という言葉が出てくるんですけども、最初、5ページのところで、「有線ブロードバンドサービスはF T T H及びC A T VインターネットのうちのH F C方式。以下特記のない限り同じ」と書いてあって、16ページのところは特記であるようなないようなで、結局この16ページのF T T H、H F Cでない有線ブロードバンドの範囲というのが、ちょっとこれではよく分からないんです。

A D S Lとかはもうあまり残っていないですけども、じゃあ、A D S Lでどれだけのスピードがあるものだったらこの有線ブロードバンドに入れられるのか、それからそれ以外何があるのかというところが、このままではちょっと分からないということでもって、何らかの限定とか何とかをしないと、やはりこれはまずいんじゃないかなというふうに思いました。

それから続きまして、ページで言うと26ページ目に2点あるんですけども、1つが、脚注の54の品質関係というところで、これは前にも申し上げたかと思いますが、い

いわゆる通信品質については、当面名目速度でやむを得ないのかもしれないですが、それ以外にアベイラビリティ、利用可能性とかいうようなことについて、これは基準とするのか、それとも事故報告制度のほうでやるのかということにはなるかと思えますけれども、実際に双方向の通信ですとあまり問題ないんですけれども、メールみたいなものと、ちゃんと送れたかどうかというのが自分側では分からないということでもって、送ったんだけど相手に届かないということが頻発するようでは困るというようなことで、送ったメールがある程度以上の確率でちゃんと相手に届くというようなことを何か定める必要はないのかというのが2点目です。

3点目が、同じページの注の56のところなんですけれども、ある事業者が複数のサービスプランを提供している場合には、そのいずれかの名目速度が基準値以上であれば品質基準を充たしているものと考えられるというか、本文中に「上り・下りの名目速度30Mbps以上」ということで書いてあるんですけれども、実際にはHFCサービスの場合、上りの名目速度はうたっていないサービスが多いんです。

それとあと、長らくHFCでサービスを提供されていた事業者さんで、光サービスへの要求が高まってきているということでもって、NTT東西等からの卸サービスで光サービスを提供していらっしゃる事業者さんがいらっしゃるということで、今回の話は実際に自分で設備を設置してやっていらっしゃる事業者さんに対して、その設備維持に必要な補助金として与えようというような意識だと思いますので、卸を受けて提供している部分というようなものは除いて考えたほうがいいんじゃないかなということで、複数のプランを提供している、そのうちのあるものは卸を受けて提供している場合であるというような場合の扱いについて、もう少し明確にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

【大橋座長】 丁寧にあありがとうございました。

続きまして、林構成員、お願いします。

【林構成員】 林です。

事務局におかれましては、とりまとめくださり、ありがとうございます。基本的な方針・内容については異論はないのですが、コメントとして2点ございます。

1点目は、支援額算定の考え方についてです。14頁の3つ目のポツで、「標準モデルの内容は、当該目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいと考えられる」としていますが、この点私もですね、少なくとも、特別支援対象エリ

アは、そもそも競争や市場に任せていたのでは、自発的なブロードバンドの敷設がまったく期待できないエリアですから、交付金による支援額算定にあたっては、一定の非効率性の排除の仕組みはもちろん必要不可欠ですが、できるだけ、実績費用と実績収入を用いて算定する仕組みとすべきだと思います。その際、特別支援対象エリアのブロードバンド敷設を担う事業者としても、おそらく今後、自社の未整備エリアで、新たに有線ブロードバンドを整備・維持するには、当該事業者として、どれくらい必要なコストや補填額が必要なのか、試算していくんだろうと存じます。そういった事業者の試算も付き合わせながら、しっかり精査をしていくことで、具体的な費用の想定というものについて、関係者間で著しい乖離が生じないように、ある程度規模感を共有化しておくことも必要ではないかと存じます。

2点目は、ラストリゾート事業者の責務についてでございます。19頁の脚注42で、前回申し上げた官民協定についても言及いただいておりますが、「計画に何らかの（省令レベルも含めた）制度上の位置付けが与えられることが望ましいが、その具体的な在り方については、総務省において、引き続き検討を行うことが適当である」とされておりますが、法律による行政の見地からは、またできるだけ透明性を確保する見地からは、計画の制度上の位置づけについては、ここに書かれてある省令レベルにとどまらず、電気通信事業法等に法律にしっかり根拠規定を明示しておくことが適当ではないかと思えます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。

私の質問は、最終報告案で言うと、10ページと11ページの四角の枠があったかと思うんですが、この中の記述でちょっと気になったところがありまして、一般支援対象区域では、2段落目ですが、「内部相互補助によるサービス維持が期待できる場合には支援対象とする必要がない」とあって、片や、特別支援対象区域のほうでは、次の11ページですが、「内部相互補助を前提とせずに支援を行う必要がある」というふうに記載があります。この内部相互補助の考え方なんですけれども、これは先ほど林構成員の御質問にもあったように、費用算定等の考え方もあるところはあるんですが、基本的な考え方としては、内部相互補助というものは、競争中立的ではないわけで、競争を促進するという考え方とは非常に相性が悪いものというふうにみなすべきだと思います。

そういうふうにと考えると、一般支援対象区域のほうが内部補助を前提としてもよい、片や、特別支援対象区域のように、競争が期待できないようなエリアでは前提としない、という記載の仕方は、やや違和感を感じました。

例えば電話と比較すれば分かるんですが、電話の場合には、ラストリゾートであるNTT東西が、赤字のエリアであっても、ある程度ラストリゾート事業者として内部相互補助を前提としてサービスを提供するという考え方に立っているものだと思いますが、片やブロードバンドというのは、多様な供給形態、多様な事業者、また官民が協力し合いながらという形で敷設整備が行われてきたという経緯を考えますと、やはり競争中立性というのは非常に重要なポイントになるだろうと思います。

そういう中で、特別支援対象エリアにおいて、内部相互補助を前提とせずにとあるのは、どういうふうにと捉えればいいのか、御意見があればお聞かせいただきたいなと思います。

あと、先ほどのラストリゾート事業者において、19ページで官民連携という林さんの言及された例が挙がっていました。この官民連携という考え方は、どうも私、まだ腑に落ちていないところがありまして、脚注に書いてあるのとやかく言うつもりまではないのですが、計画を何らかの形でコミットするということですけども、今後検討するということですのであまり突っ込んで仕様がなにかもしれませんが、競争中立性とか技術中立性という観点に照らして考えると、やや強いニュアンスを持った表現なのかなという印象を受けます。

この辺り、具体的な官民連携の他のいろんな事業分野等の例なども交えながら議論していただくと、少しイメージが湧くと思いますが、このブロードバンドサービスに即して官民協定というものをここで言及するというのは、やや、まだちょっと生煮えな印象を拭えないなという印象を受けました。

私からは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。これは支援対象区域について、もう少し定義をしっかりと説明をしてほしいというところとも関係しているかもしれません。後ほど、事務局にお願いできればと思います。

次に、大谷構成、お願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。

今回、様々な論点について、全体像が分かるような形でまとめていただくことができまして、やはりこのブロードバンドをユニバでカバーするという政策についての効果が検証

できるような仕組みをビルトインさせておかなければいけないなという気持ちを強くいたしました。

基本的には、テレワークであるとか、遠隔教育、遠隔医療といったサービスの基盤を持続可能なものにし、安定的に御利用いただけるような仕組みとするために、維持費を含めた採算面での見通しをつけていただいて、未整備地域の整備を促進していただくといったところが期待されているわけで、未整備地域がどのように整備されていったのかといったことについては比較的検証はしやすい、政策としての効果は見えやすくなってくるものだと思っております。

そして、もう一つのほうの施策として、交付金制度がありますが、それが不当に増大しない仕掛けをつくっておくということが必要で、どうしてもその負担をする事業者がこの交付金の部分を個人に転嫁することが避けられない以上、負担額を小さくする努力というのは、やはり別の仕組みが必要なわけだと思います。単に、個人の負担金が増額しなければいいということでは、それが適正な金額の規模に収まっているということの検証ができたことにはならず、先ほど言った未整備地域が整備されていくという方向性と、そして負担金が増加していかないというものが、うまくバランスが取れた状態になっているかということを検証可能な仕組みというものがやはり必要だと思っております。

その点について、仕組みとしては、一般支援対象区域と特別支援対象区域を分けて、一般支援対象区域については、内部相互補助を前提にして、赤字でなければ支援対象としないというような区別をしていただいているというのは良策だと思いますけれども、そのほかにもどんな仕掛けがあって、この仕組みが実測可能性なものになっているかといったことについて、そのような視点から改めて分かりやすく説明していくということが必要ではないかと思っております。

現在の報告書というのは、まだ総務省サイドでの御検討の余地というのが多分に残っているものですので、今後さらに細かい点も含めて議論いただくものだと思いますけれども、そういった政策としての検証可能性と全体のバランスといったことを見えやすくしていただくというのが、今回の制度の肝ではないかと思っております。

それで、せっかく発言の機会をいただいたので、ラストリゾートのところについても触れさせていただきますけれども、19ページのところに述べていただいている、事業者としての計画を明らかにする、公表するというのが大変大切でありまして、その公表内容についてあらゆる角度からチェックができることが望ましいと考えます。計画の合理性で

あるとか実現可能性、そして、これは利用者サイドから見た必要性といったことについて、多角的にチェックができるということと、特に行政が利用者の側に立って、よくチェック機能を働かし得る仕組みというのが必要になってくると思いますので、そういう点ではさらに検討を深めなければいけない要素がたくさん残されていると思っております。ひとまず、公表というキーワードを入れていただいたのは大変よいことだと思っております。

私からは、以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続きまして、藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 藤井でございます。よろしく申し上げます。

私からは、負担対象者の考え方の辺り、15ページから16ページにかけて、あと負担金算定単位の考え方のところについて、少し細かい点ですが質問させていただければと思います。

この負担金をどのような範囲で負担してもらおうかというところで、納得感を持って払ってもらえるかというのが、この制度が成功するかどうかというところの一番のポイントだと思っております。おおむね内容については私も同意しておりますが、特に無線ブロードバンドの事業者及びユーザに負担してもらおうときに、どのくらいの範囲まで負担対象にするのかというのは、どのように決めるのかというところを少し教えてください。

電話番号の場合は音声で通話するという基準で、今までの電話のユニバーサルサービスの場合は、音声通話という明確な基準があったと思うのですが、無線のブロードバンドになると、IoT向けの通信であったり、データレートがかなり多様であったり、最大の通信容量が定まっていたりとか、いろいろな負担対象候補者があるかと思うのですが、それぞれの対象に対して負担金をどういう形で計算するのか。おそらく、負担金の最終的な金額の試算のところにも関係すると思いますので、最終的にはどこか別の場で決めることになるかと思いますが、今の段階でもし想定などありましたら教えていただければと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど、事務局に御回答をお願いしたいと思います。

続きまして、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田でございます。ありがとうございます。

今回の素案について、ここをこう変えてくださいという意見ではないのですが、パブリックコメント、皆さんの意見を伺うに当たって、なかなかこれはユーザ側というか、国民の側というか、趣旨が難しい今回取りまとめになっていると思いますので、まず、きちんと分かりやすく説明をしていくということがすごく大切だなというふうに思っています。

特に、どう負担していくのかというところが分かるような、分からないようなことになっていて、電話のユニバのときにも事業者さんが負担をするのだとありましたけれども、結果的には番号で割るような形でみんなが負担をしている。今回も、いずれにしるユーザが負担をしていくということに結果的にはなっていくと思うのですが、それが試算の中でいくらなら、このぐらいならいいよねというようなものではなく、どういう計算でその金額になっているのか。そして、モバイルなどをいっぱい持っている場合、それを合わせれば家庭としての負担額も大きくなっていくと思いますので、そういう負担をしている、相当額が、大谷構成員からの御指摘もありましたけれども、そういうものがきちんと分かるというようなことも含めて、パブリックコメントに付すときにきちんと参考情報が開示されていないと、するっと読んでしまって、ま、いいかとなってしまいう可能性もあると思いますので、丁寧に御説明していただきたいなと思っています。

それで、こういう意見募集をしているということがちゃんと世の中的に議論になるような形でこの仕組みを入れていかないと、いざ仕組みが始まったときに、負担感だけが問題になってしまうということになって、制度がうまく発進できないということになるのはとても残念なことだと思いますので、今の段階からぜひ努力していただければと思っています。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、三友構成員、よろしいですか。

【三友構成員】 ありがとうございます。

私のコメントは、誰がこの費用を負担するかという、これまで藤井構成員あるいは長田構成員がおっしゃったことに関連したことでございます。

15ページに、交付金制度の負担者は、ブロードバンドサービスの提供者とすることが適当であるという結論が書かれておりまして、脚注にOTT事業者のことが触れられております。この点について私の考えを述べたいと思います。

ここの表現は、OTT事業者に遠慮している表現じゃないかなというふうに思っております。OTT事業者は、「受益者と言い得るが」というふうに脚注32に書いてありますけれども、OTT事業者は明確に受益者なわけですから。特に、二面性市場の点から考えると、OTT事業者が受益しているということは明確であります。

OTT事業者に課金できるかどうかという点については、ネットワークの中立性ほかさまざまな視点から検討が必要ですが、ここではOTT事業者への課金の可能性、その検討の可能性を残すということだけは明確にさせていただければというふうに思います。

理由が3つあります。

1つ目は、海外の動向です。例えば隣の韓国では、ISP事業者がOTT事業者に対して、ネットワークの負担が非常に激しいのでその費用も負担せよということで訴訟が起きています。これは実際にどうなるか分かりませんが、ネットワーク中立性の観点から、OTT事業者はただ乗りでよいということにはならないんじゃないかと考えます。最初から課金を諦める必要はないだろうというのが、まず1点目です。

2つ目は、もっと現実的な話で、提供されるブロードバンドの利用目的としてテレワークであるとか、遠隔教育とか、あるいは遠隔医療ということが挙げられているわけですが、実際のトラフィックを見ると、これは全国でという意味ですが、OTTサービスのトラフィックが急速に増えているわけです。こういう不採算地域においてそういうトラフィックは少なく、みんな遠隔医療や遠隔教育やテレワークをするためにブロードバンドを使うかという、そんなことはないだろうと想像します。結局、こういう地域にいらっしゃる方でもOTTサービスを利用し、恐らくトラフィックの大半はそういった内容になるかと思うのですが、交付金負担がもし国民に行くとするならば、すなわち、この交付金の負担対象者が、ブロードバンドサービス提供者を通じて国民、利用者に行くとするならば、何でネットフリックスやユーチューブを見るために我々が負担しなきゃいけないんだという、そういう感覚にもなるわけです。そういう不満を避けるためにも、OTT事業に課金する可能性というのは、やはり議論として残しておくべきだろうというのが2番目です。

それから、3つ目の理由は、資料の17-1、長田構成員の質問への回答にも関連しますが、放送が将来的にブロードバンドネットワーク経由で提供される可能性があります。これはどうなるか分かりませんが、そのことを前提としてブロードバンドユニバの議論をするべきではないというふうに思っておりますけれども、でもそういう可能性もないとは言えないわけです。この場合、仮に放送がOTT型で提供されると、費用負担を求められな

いことになるわけです、放送事業者もただ乗りができるようになるわけです。放送が、将来、ブロードバンドを使うときことがあった場合に、適切な費用負担をしてもらうためにも、OTTに課金する可能性というのは残しておいていただければというふうに思います。

意見の表明になりましたけれども、私からは以上でございます。

【大橋座長】 大変丁寧な立論をいただきました。ありがとうございます。

次に、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。

私は、事業者に出退規制をどのような形でかけるべきかという検討に関してちょっと意見を述べてみたいと思っています。

まず、12ページの2つ目の丸のところ、不採算地域におけるサービス提供を事業者に課すことは法的に難しいということを書いています。私はこれを支持したいと思っています。そして、これを補論のところ、改めて検討した上で、19ページの2つ目の丸のところだと思いますが、NTT東西等に過剰な法的責務を課すことも事実上難しいということ、法的責務、つまり出退規制をかけるということは適当ではないという書きぶりであり、ます。

実は、PSTN電話のユニバについては、電電公社時代に、国のお金をもってして銅線を全国津々浦々に引き、それを民営化のときに譲渡を受けたということで、ここについて出退規制をかけるということについては異論がなかったわけですが、光ファイバに関して言うと、あくまでもNTT東西が企業努力によって敷設してきたという経緯もござい、ます。従って公設公営等の設備を民間が譲り受ける際にも、譲り受けた者に出退規制を課すことは事実上難しいという考え方は、私は支持したいと思っています。

そうすると、脚注の42番目、19ページの下のところですが、何らかの制度上の計画を出してほしいといった上で、その計画について何か制度上の位置付けが欲しいということについては、私は、ここはもう限りなくお願いベースだと理解をしていて、そうすると、あまり厳しい縛りは望ましくないというふうに理解しております。

今回のブロードバンドユニバに関して言うと、出退規制をかけられないということが非常に微妙な制度設計になっていると思っています。現実問題として、どこかの事業者最終サービスをお願いしなければいけないということでありながら、一方で、その方に逃げないでねとお願いを何とかしたいという気持ちはよく分かるのですけれども、あくまでも法制化は無理だと言っている以上は、この計画の公表についても、基本的に私は、

お願いベースなので、限りなく2つ目の丸に近いということが望ましいように思われます。ここは引き続き検討を行うという書きぶりですので、今後の私たちの、あるいは後続の先生方の宿題だろうと思っており、立ち入った議論をさらに深めていく必要があろうかというふうには私は理解いたしました。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

構成員の方は一通り手を挙げていただいた、御発言の希望はいただいたということでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、オブザーバの方も含めて、あるいは構成員の方で二度目というのもいただいて結構ですけれども、引き続き御意見、コメントいただければと思います。

まず、KDDIの山本オブザーバ、お願いします。

【KDDI】 KDDI、山本です。

それでは、主に2点、ラストリゾートの話と、それから事業者に対する規律についてコメントをさせていただきます。

まず、ラストリゾートについてでございます。18ページのところで、NTT東西様に対する期待について書いていただいているところでございます。趣旨としてはお酌み取りいただいていると思いますが、2点、少し言葉を補っていただく必要があると思っています。

まず1点目の、「現に全国規模の光ファイバ網等を有していることに着目」、先ほど関口先生からも光ファイバの扱いについてコメントをいただいたところでございますが、こちらは少し誤解と申しますか、正しく趣旨が伝わっていないのかなと思いますので、補足させていただきます。

ここに書いてあります「現に全国規模の光ファイバ網を有している」というのは、これは他社と比べて相対的にとか、あるいは100%でないけれども相当程度という意味に取られてしまうんですが、弊社、私がこれまで申し上げていた趣旨は、NTT東西様が、光ファイバというよりは、全国津々浦々の局舎、収容局、これを保有されているということ。それからもう一つ、各家庭、全世帯に光ファイバを届けるための電柱、管路、とう道をお持ちであるということ。つまり、電話のあまねく義務を果たすために、現に保有されている線路敷設基盤、光ファイバというより線路敷設基盤、こちらを各家庭に100%届ける、光ファイバを100%届けるための敷設基盤、これをそのまま電話の時代にお持ちになった敷設基盤を光ファイバを届けるために活用できる。そうした能力を既にお持ちであるという

点。この点は、企業努力とかという話、一般企業ができる次元のものではなくて、これは特別なNTT東西さんがお持ちの潜在的な能力、能力をお持ちであると。こういったことはNTT東西様に対して期待している根拠というところでございますので、この辺りを明記していただければ、光ファイバ網というよりは、線路敷設基盤のほうですね、こちらのほうをしっかりと明記いただきたいという点でございます。

もう一つ、ラストリゾートのところ、これは19ページでございます。先ほども御議論いただいております「過剰な法的責務」というところ、繰り返しですが、特別な資質能力をお持ちのNTT東西様にとって、これが本当に過剰なのかどうかというところは、私どもとしては、やや腑に落ちない部分でございますが、そうはいえ、今回は「その一方」というところを記載いただいております。これは林先生、大谷先生からも御意見いただいておりますのでございますが、この「計画の公表等」というところに言及いただいております。脚注42についても、しっかりとこの制度上の位置付け、これを総務省様におかれて引き続き検討されるということでございますので、この点はしっかりと制度設計というものをいただくということを強く期待しております。

以上が、ラストリゾートの部分でございます。

もう1点、事業者に対する規律の件でございます。こちらは、適格事業者とそうでない事業者を分けずに、一律にという今回の整理でございます。この議論をするときの根っこの記述でございますが、3ページ、前半の入り口のほうですが、「また、FTTHであっても、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸役務の提供を受けて提供するサービス」、これについてはかくかくしかじかの理由により、「基礎的電気通信役務としては位置付けないことが適当である」と。これは分かりやすく言えば、NTT東西様の光コラボ事業者様、こちらは対象ではないですよということの趣旨かなというふうに理解しています。

ここで御指摘というか、コメントさせていただきたいのは、FTTH市場トップシェアのドコモ光さん、これはシェア20%を超えています。一方、当社のauひかり、これは僅か3.2%です。なので、この利用者への影響、事業者の規律がお客様、利用者への影響という政策目標に対して行われる規律であるとすれば、品質とかであれば卸元というのは分かるんです。でもそうではなくて、もしこれが料金とか、そういった意味を含めての約款のお客様への提供条件ということであれば、こういったシェアのトップの事業者が対象外になり、小さなシェアの事業者が対象になるというのは、少し政策目的と考えると不自然で

あるかなと思います。ですから、一定の要件を満たせば大きいところは対象にするとか、あるいは、この規律というのは本当に品質のところ限定するとか、こういった適切なバランスの取れた制度設計をお願いしたいというふうに考えております。

以上、2点でございます。ありがとうございました。

【大橋座長】 残り10分を切ってしまうので、発言のほうは手短にお願いできればと思います。

立石オブザーブ、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 では、手短に3点ほど。

1つは、2ページ目になります。2ページ目の真ん中辺り、ブロードバンドサービスで①、②、③とありますが、この3つ目の料金体系のところ「定額料金で無制限に利用可能か」と書いてあるんですけども、混雑時に制限をかけることもあると聞きますので、ここは無制限と書かないほうがいいのではないかなと思いました。

それから、2つ目が、6ページ目の公設公営から民間へということなんですけど、基本的には私もこれで何か反対することはないんですけど、民間移行した場合に、そこに人が残らないということが幾つか実際の事例としてございます。そうすると、ブロードバンドサービスはしているんだけど、人材が全然なくて、何かあったときは大変なことが起きているという場所もありまして、現状で例えばそういうところに人がいないということが今のデジタルデバイドを生んでいるということもあるので、ここは書き方かなと思ったりするんですけども、あまり民間、民間というふうになってしまうと人材がいなくなって、サービスは提供されているんだけど大変なことになるということもあるかなとは思っています。

それから、11ページ目の真ん中ほどの有線ブロードバンドサービスがなくなったときに携帯ブロードバンドで補完的対応を図ることが適当となると想定しているを書いてあって、確かにそうだと思うんですけど、この先使い方がどうなるかは分かりませんが、大体こういうふうになっているときは、携帯ブロードバンドも相当遅くなっているんで、これもあまり強調して書かないほうがいいのではないかなというふうな感じがいたしました。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。

ソフトバンクの山田オブザーバ、お願いします。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。ソフトバンクの山田です。

先ほど三友先生が御指摘されました、ブロードバンドの受益者としての上位レイヤーの取扱いについて、今後の検討の可能性の手がかりを残すということに、私どもとしてもそれは賛同いたします。

もともとブロードバンドユニバの前身の包括的検証に関する特別委員会のヒアリングでも、私どもその旨を申し立てまして、具体的には、2019年8月7日のプレゼンテーションなんですけれども、こちらの9ページ目に、負担金の考え方としまして、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化での受益者は、電気通信事業者のみならず、上位レイヤーのプレーヤーも含まれるのではないかという主張をしております。

ただ、不特定多数の上位レイヤーのプレーヤーからの負担金の徴収というのは困難なので、電気通信事業者のアクセス回線契約数に基づく負担が現実的な案の一つではないかというようなプレゼンをさせていただきました。

したがって、今回の制度整備というのは、現実的には上位レイヤーを含むというのはなかなか難しいところはあると思うんですけれども、今後の検討という意味で、上位レイヤーを含むという点については、そこは否定せず範囲に含めてもよろしいんじゃないかなど考えました。

以上でございます。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

NTTの黒田オブザーバ、お願いします。

【日本電信電話】 NTTの黒田です。ありがとうございます。

まず、14ページの注釈30について、今回、特別支援対象エリアの費用算定において、初期費用の客観的な妥当性が担保できているものについては、それをそのまま入力値に使いましょうということが書かれていると思います。

これについて、「設備の更新費用（減価償却費）等の算定に当たっては」という記載になっていますが、「等」とあるとおり、設備の更新費用だけではなく、取得固定資産価額を用いて保守費等も算定することになると思いますので、保守費等の算定にも当てはまることを確認できればと思っております。

もう2点ほど。先ほどKDDIさんから、東西の線路敷設基盤の話がありましたが、電柱を所有している割合は、皆さん御存知のとおり、電力会社が2で、NTTは1です。2対1の割合で電力会社のほうが多いわけです。KDDIさんの子会社も含めて、もともと電力系事業者の子会社だった会社が色々なエリアでFTTHサービスを提供されています

ので、光ファイバを敷設するための線路敷設基盤は、東西以外の方々もたくさんお持ちなのではないかなと思っています。

最後に、先ほど官民協定のところで、NTT東西だけではなく、その他の有線ブロードバンドサービス事業者とも官民協定を結び、計画に対する政府側の関与やコミットを明らかにしていくと書いてあったと思います。ここは極めて重要で、今申し上げたような電力系事業者であったり、ケーブルテレビ事業者であったり、そういった方々と一緒に我々も、今回の制度ができれば、しっかりエリアを広げて、より多くのお客様にブロードバンドが届けられるよう努力してまいりたいと思っています。他の事業者の方々とも連携して取り組んでいければと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。

最後の手が挙がっている方だと思えますけれども、林構成員、お願いしてもよろしいですか。

【林構成員】 時間がないのに恐縮です。

脚注32の、OTT事業者も「受益者と言ひ「得る」」が、という書きぶりですが、三友先生やソフトバンクもさんおっしゃるとおり、OTTは、受益という面では、ゲームや動画のストリーミング配信の拡大等で、ブロードバンドサービスの受益を得ているのは確かです。「言い得る」という表現は、やっぱり弱いと思いますので、修正が必要だと思います。また韓国の通信大手SKテレコムとNetflixの間の回線使用料請求訴訟も勃発していますので、「中長期的な視点から、」の後に「諸外国の動向も踏まえて」という文言を追加してはいかがでしょうか。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

後半ちょっとせかしてしまっただけに誠に申し訳ございませんが、以上、手が挙がっている方は皆さん、私、指名させていただいたのかなと思いますので、事務局のほうから、御回答をいただければと思います。

【中田事業政策課調査官】 ありがとうございます。事務局でございます。

非常にたくさんの御質問・御意見をいただきましたので、時間の関係もございますので、いただいた御質問・御意見については、後日、何らかの形でまとめてお返しするようになりたいと考えております。その上で、主なポイントについて現時点でお答えをさせていただきます。

きますと、まず一つ、大谷構成員それから長田構成員のほうからもほぼ同趣旨の御意見をいただいたと思いますが、今回の、特に交付金制度の効果ですとか費用とか、特に利用者1人当たり、あるいは世帯当たりといったところをできるだけ分かりやすく説明していく必要があるのではないかと、そういった趣旨であったと思います。

まず第一段階といたしましては、恐らく年明けになると思いますけれども、今回の制度改正、法案提出の前提といたしまして、まずそこは分かりやすく提示していきたいと考えております。

加えまして、大谷構成員からも御指摘をいただきましたとおり、それにとどまらず制度施行まで、それから制度施行後もそういったところを分かりやすく、恐らくは定期的に示していくと、そういった形になるのではないかと考えているところでございます。

それから、御指摘をいただきましたラストリゾート事業者のところ、それから関連いたしました18ページ、19ページのところ、特に最後の計画の位置付けにつきましては、様々な観点から様々な御意見をいただきましたところですので、そういった様々な御意見を踏まえながら、今後さらに総務省として検討させていただきたいと考えております。

それから、三友構成員ほかからいただきましたOTT等の扱いにつきましては、いただいた御意見を踏まえまして、まず一つは、素案上の表現を修正したいと思いますし、また、具体の検討の場をどうしていくかことにつきましては、いただいた御意見を踏まえまして、局全体あるいは省全体として改めて検討してまいりたいと思います。

簡単ですが、本日の時点では、一旦以上とさせていただきたいと思います。冒頭申し上げた通り、今日いただいている御質問、御指摘等で本日、きちんと御回答できていないものにつきましては、後日、何らかの形でまとめてお返しするようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。大変様々御指摘いただきまして、ありがとうございます。本日いただいた御指摘を、最終取りまとめ（案）にしっかり反映していただきたいと思います。

これから今回御議論いただいた素案を基にして、事務局に最終的な取りまとめ（案）を作成していただいて、必要に応じて、事務局と私のほうで相談させていただいて修正を行いたいと思っています。それを改めてまた皆様にメールで御確認をさせていただいた上で、その後、最終取りまとめ（案）としてパブリックコメントにかけさせていただこうと思っておりますが、そのような形で、皆さんの今日の御意見をしっかり踏まえた上でさせていた

だきたいと思っていますけれども、そのような方向でさせていただいてよろしいでしょうか。御異論あればいただければと思います。

【構成員】 異議ありません。

【大橋座長】 御丁寧にありがとうございます。

それでは、特段ないようですので、そのような方向にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局から、今後の予定についてもしあればお願いします。

【中川事業政策課課長補佐】 本日も夜遅くまで活発な御議論、ありがとうございます。大橋座長から御説明があったとおり、本日お示ししたブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ（素案）を基に、事務局で、大橋座長とも相談させていただいた上で、最終取りまとめ（案）を作成して、構成員の皆さんにはメールで御確認をお願いしようと思っております。

その後、いただいた御指摘等ございましたら、それを反映した最終取りまとめ（案）をパブリックコメントにかけさせていただこうと思っております。

それ以降の次回会合の内容や日時に関しては、別途御連絡をさせていただきます。

事務局からは、以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、本日は私の不手際で若干お時間が過ぎてしまって申し訳ございません。また、御意見も、最後のほうは急いでしまって本当に申し訳ないと思っておりますが、ぜひ引き続き、取りまとめの案に向けて御協力いただければありがたいと思っております。

本日は、これにて閉会とさせていただきたいと思っております。熱心な御議論、本日もありがとうございました。

第 17 回会合で構成員から頂いた御質問等への御回答

◆相田構成員：p16 の注 33 に関し、「FTTH 及び HFC 以外の有線ブロードバンドサービス」とは何を想定しているのか。

→ 現状では、ADSL を想定していますが、御指摘いただいているとおり、利用者数が近年減少していますので、注 34 の規模の限定と合わせて考えると、近い将来に該当するものが無くなる可能性が高いと考えています。全体に、「有線ブロードバンドサービス」の指す内容が分かりにくくなっているのは事実ですので、御指摘を踏まえ、表現を見直します。

◆相田構成員：p26 の品質基準に関し、メール等の到達率についても、一定の基準が必要ではないか。

→ 今回の制度改正では、基礎的電気通信役務として新たに追加する有線ブロードバンドサービスに共通の品質基準として、通信速度（名目速度）に関する基準を設定することを考えており、特定のアプリケーションに関する品質基準を設定することはありません。また、有線ブロードバンドサービスに関する品質基準は、その特性を踏まえ、今回は通信速度に関する基準のみを設定することを考えています。

◆相田構成員：p26 の品質基準に関し、HFC 方式の場合、上りの名目速度を設定していない場合もあるのではないか。

→ 名目速度の具体的数値については、各方式の特性も踏まえ、新制度の施行までの間に、更に検討していきたいと考えています。

◆林構成員：特別支援対象区域の費用算定や支援額算定に当たっては、できるだけ、実際費用や実際収入を使うべきではないか。

→ p14 に記載のとおり、標準モデルの内容は、非効率性の排除等の目的が達成される限度で、各事業者の実際費用に近いものであることが望ましいと考えており、その趣旨は、特別支援対象区域について特に当てはまると考えています。その一方、特別支援対象区域については、事業者のサービス収支における赤字額を上限とせずに支援を

行うことを想定しているため、支援額が部分的にでも実際費用を上回ることはないよう、留意が必要であると考えています。

◆林構成員：交付金額の試算に当たっては、事業者サイドの試算とも突き合わせて、規模感を共有すべきではないか。

→ 特定の事業者の試算のみを参照することには問題がある反面、制度上想定される事業者全てに試算を求めることは現実には難しいとも考えられます。しかしながら、御指摘も踏まえつつ、現実に近い試算の公表に向けた作業を進めてまいります。

◆林構成員：p19 の注 42 の官民協定に関しては、省令レベルではなく、法律レベルの根拠を持ったものにしていくべきではないか。

→ 計画の公表等については、法律又は法律の委任に基づく省令を根拠としたものであることが望ましいと考えています。

◆岡田構成員：p10 の内部相互補助の考え方は、特別支援対象区域よりも競争中立性の要請が強いはずの一般支援対象区域において内部相互補助を前提としており、やや違和感がある。

→ ここでの「内部相互補助によるサービス維持」の意味は、電話のユニバーサルサービス交付金の場合のような供給義務を前提としたものではなく、事業者が任意で一般支援対象区域におけるサービスを継続することを前提としているものであるため、必ずしも競争中立性を害するものではないと考えています。

◆岡田構成員：p19 の注 42 の官民協定に関しては、他の制度の例も調べた上で、電気通信分野にふさわしい制度の在り方について、更に検討する必要がある。

→ 御指摘を踏まえ、他の制度の例も参照しつつ、計画の公表等の在り方について、更に検討してまいります。

◆大谷構成員：ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスと位置付けることの効果を検証できる仕組みが必要であり、負担金が効果に照らして適正であることを検証できる仕組みが必要である。

→ まずは、法案の提出前のしかるべき時点において、負担額等の試算を公表したいと考えていますが、御指摘を踏まえ、それ以降も、継続的・定期的に、制度の費用対効果等を検証するための仕組みを考えてまいります。

◆藤井構成員：p21において、無線ブロードバンドサービスの提供事業者も負担対象者とする方針が示されているが、ここでの「無線ブロードバンドサービス」とはどこまでを意味するのか。

→ 基本的には、人対人の通信が行われるものを想定しています。IoT 用途などの無線ブロードバンドサービスにおける契約者数をどのように考えるかは、今後検討してまいります。

◆長田構成員：消費者に対して、今回の交付金制度の結果、どのような負担が生じるか、具体的なイメージが持てるような形で説明していく必要がある。単に「1契約当たりいくら」というだけだと、よくわからないかもしれない。

→ 御指摘を踏まえ、負担額等の試算の公表の在り方について、工夫していきたいと考えています。

◆三友構成員：p15の注32に関しては、OTT事業者も受益していることは明らかであり、OTT事業者に負担を求める可能性について、検討してほしい。韓国では既にOTT事業者に負担を求める動きが現実化しており、関連した訴訟も提起されている。不採算地域のブロードバンド利用者也、テレワーク等だけでなく、OTT事業者のサービスも利用するはずであり、トラヒックは後者の方が多いと考えられる。更に、放送のブロードバンド代替の議論との関係で、放送事業者がOTTサービスとしてコンテンツを提供する可能性についても、考慮する必要がある。

◆林構成員：p15の注32に関して、「OTT事業者も受益者と言い得る」という言い方は弱く、「受益者である」とすべきではないか。また、海外の事例も参考に検討するということを明記すべきではないか。

→ OTT事業者の負担の可能性については、注32に記載のとおり、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、総合的に検討していくことが適切と考えており、その際には、海外の事例についても参考にすべきものと考えています。具体的な議論の在り方については、今後、省内で検討してまいります。

注 32 の表現については、御指摘を踏まえ、「OTT 事業者も受益者である」と修正し、「海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討してく」ことを明記します。

◆関口構成員：p12 に関し、退出規制が法的に難しいという結論を支持する。このことを踏まえれば、p19 で「公表等を求める」とされている計画については、任意のものとすべきではないか。

→ p19 で「公表等を求める」としている計画の具体的な位置付けや内容については、本研究会でも様々な観点からの御意見をいただいているところですので、そのような御意見を踏まえ、更に検討してまいります。